

相談支援事業所

び～さぽーと



障がいもちつつ

自分らしく、地域で安心して生活をするために

さまざまな福祉サービスを

上手に使っていくためのお手伝いをします

平成24年4月より、障害福祉サービス(または児童通所支援)を利用する人すべてが、「サービス等利用計画書」または「障害児利用計画書」を作成になりました。これは障害福祉サービス受給者証や通所受給者証を持っていない人や、これからサービスを使う人が、地域で安心して生活を続ける上で必要となる様々なサービスを上手に使うためのものです。

『び～さぽーと』は、これらのサービス利用のお手伝いをいたします。

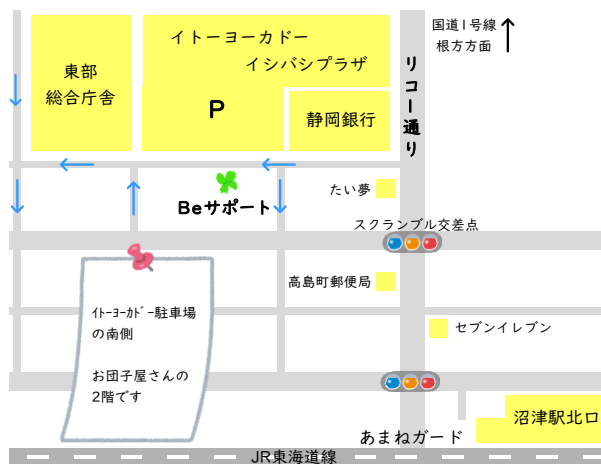
相談支援事業 相談受付日



	月	火	水	木	金	土
10:00 ～12:00	○	○	/	○	○	○
13:00 ～16:00	○	/	/	/	○	○

日曜・祝日 年末年始は休み

アクセス & マップ



〒410-0056 沼津市高島町 29-11 盟萌ビル 201号

E-mail : be-sapo@mail.wbs.ne.jp

NPO 法人 臨床心理オフィス Be サポート

TEL&FAX 055 - 925 - 1701

相談支援事業専用 070 - 5331- 3282

相談支援事業所

び～さぽーと



指定計画相談支援

指定障害児相談支援

NPO 法人 臨床心理オフィス
Be サポート

提供するサービス

『び～さぽーと』は、**指定特定相談支援事業所**です
相談支援専門員が無料で相談をお受けします

主に下記の相談支援を行います

- ① サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書の作成
- ② 利用するサービス提供事業者との連絡調整
- ③ 利用計画の定期的な見直し
- ④ 地域の障害福祉サービスの紹介

対象となる方

静岡県にお住まいの方で
子どもから大人まで
どの年代の方でもご利用いただけます

- 障がい区分が【知的障がい】【精神障がい】
【発達障がい】に該当する方
- 福祉サービスを受けている、またはこれから受けようと考えているご本人、または保護者の方
- お子様に発達の遅れや偏りがあり、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用している、または利用しようと考えている保護者の方

相談支援の流れ

福祉サービス利用開始まで

① 相談受付

初めて福祉サービスの利用をお考えの場合は、まずお住まいの地域の障害福祉課へ相談・申請をしてください。サービス等利用計画書または障害児支援利用計画書を作る指定特定相談支援事業所一覧等が紹介されます。

(※ご本人、ご家族の方が計画を立てるセルフプランもあります)



② 指定特定相談支援事業者との契約

相談支援事業所『び～さぽーと』と、相談支援を受けるための契約をします。どんなサービスを使いたいのか、どんな生活をしたいかなど相談支援専門員とお話をしてください。必要なサービスが受けられるよう計画書を作成します。



③ 利用する福祉サービス事業者との契約

「サービス等利用計画書」に基づいて、利用しようとする福祉サービス事業者と契約を結びます。



④ 受給者証の受け取り

お住まいの役所から「受給者証」が届きましたら、支給決定の内容を確認するために、『び～さぽーと』へコピーを提出してください。



⑤ サービス利用開始

計画書に沿った日課で、活動を行います。

相談支援の流れ

福祉サービス利用中

① モニタリング

サービス等利用計画書に基づいたサービスや支援が計画通り(ご本人の希望通り)に提供されているかどうか見直し(モニタリング)を行います。また、利用したい福祉サービスの変更等があれば、計画書を修正します。

② 更新

受給者証の更新に伴って計画書も更新します。お住まいの役所から更新通知が送られますので、継続申請をする方は『び～さぽーと』へもご連絡ください。新たに「サービス等利用計画」を作成します。

相談支援契約の受付方法

本パンフレットに記載されている相談受付時間内に、電話をしてください。来所いただいて相談をする日程を調整させていただきます。

NPO 法人 臨床心理オフィス Be サポート

相談支援事業所 **び～さぽーと**

TEL&FAX **055 - 925 - 1701**

<初めての方は、こちらへお電話ください>